

京都市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月29日京都市条例 76号）  
（行財政局防災危機管理室）

平成24年5月11日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」（以下「法」という。）が公布されました。法第34条の規定により、政府から新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合にあっては、市町村は直ちに対策本部を設置することとされていることから、京都市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関して、次のとおり必要な事項について定めることとしました。なお、この条例は市規則で定める日から施行することとします。

## 1 条例の概要

法に定めるもののほか、対策本部に関して以下の事項を定める。

### (1) 職務

対策本部の構成員である本部長、副本部長、本部員の事務を定める。

- ・ 本部長は、対策本部の事務を総理する。
- ・ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- ・ 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

### (2) 招集

本部長は、対策本部の会議を招集する。

### (3) 部の設置

本部長は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

### (4) 委任

条例で定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は市長が定める。

## 2 施行期日

市規則で定める日

京都市新型インフルエンザ等対策本部条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第76号

京都市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に定めるもののほか、京都市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 京都市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総理する。

2 法第35条第3項に規定する副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 法第35条第2項に規定する本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(招集)

第3条 対策本部の会議は、本部長が招集する。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(行財政局防災危機管理室)